

計画作成年度	令和3年度
計画期間	令和3年度～令和12年度

**農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想**

**令和5年9月**

**岩手県 滝沢市**

## 目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1.	地域の現状と課題	
2.	農業振興の方向と目標	
3.	目標の実現に向けた取り組み	
4.	支援体制	
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
(1)	個別経営体	
(2)	組織経営体	
(3)	リーディング経営体	
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とす べき農業経営の目標	11
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に 関する事項	12
1.	農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2.	市が主体的に行う取組	
3.	関係機関との連携・役割分担	
4.	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報 収集・相互提供	
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関 する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	15
1.	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関 する目標	
2.	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
1.	利用権の設定等を促進する事業に関する事項	17
2.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域 の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	26

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	29
4. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	29
第6 その他	30
別紙1 (第5の1(2)⑥関係)	31
別紙2 (第5の1(3)関係)	32

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 地域の現状と課題

滝沢市は、総面積 182.46 k m<sup>2</sup>、盛岡市の北西部に隣接し人口 5 万 5 千人を有し、都市化・混住化の進展に伴い社会構造が大きく変化しており、農村部においても非農業者住民の割合が高くなっている。

市の北西に位置する秀峰岩手山の麓は酪農、畜産及び高原野菜地帯で牧歌的風景を創りだしており、平地部においては、市街化区域の拡大により田園風景が減少しているが、水稻を基幹作物として、野菜・果樹・畜産・花き等を組み合わせた複合的農業経営が進められている。

市街化区域の拡大については、これを転機に従来の生産方式や今後の農業経営のあり方を検討、再構築し、自立した安定的な農業経営の確立に向けて市、関係機関・団体、農業者が協働して取り組む必要がある。

滝沢市の農業構造については、兼業農家が販売農家数の約 75%に及び、新規就農者の減少や労働力の高齢化の進行、都市化の進展等により、その情勢は年々厳しいものとなっている。

また、一戸あたりの経営耕地面積は 4ha となっており、岩手県平均と比較すれば牧草地の割合が大きいため 1ha 程度多くなっているが、水稻に着目すれば、1.3ha であり小規模な経営となっている。

特に年齢別の農業経営者は、65 歳以上が全体の 66%を占めており、高齢化が顕著となっている。

滝沢市の農地の利用状況については、概ね良好な状態で利用されており、遊休農地は点在する程度の状況ではあるが、今後は市街化区域に隣接する地域や他市町村からの入作地、相続等に関連した不在者農地などを中心に遊休農地化が懸念されている。

(農林業センサス 2015、同 2020、滝沢市統計データによる)

### 2 農業振興の方向と目標

地域の農業構造の現状及びその見通しの下に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の目標と、新たに農業経営を営もうとする青年等が目指すべき指標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

今まで、高齢化や担い手不足が心配される中、地域での話し合いに基づき地域での中心的経営体の姿や地域のあるべき農業の姿を明確化した地域農業マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の実現化の取り組みを展開している。

さらに、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という）が改正（令和 5 年 4 月 1 日施

行)され、滝沢市が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための地域農業経営基盤強化促進計画(以下「地域計画」という)を策定することになり、地域計画の実現化を図るため、農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用して、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農地の集積と集約化を推進する。

具体的な農業経営の指標は、滝沢市及びその周辺市町において現に成立している優良な農業経営の事例を踏まえつつ、農業経営において、他産業従事者並みの年間労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保できるような、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るものとする。

また、持続性のある農業を進めて行くためには、次世代の担い手への円滑な経営継承が重要であるため、新規就農者の確保・育成を図るものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にあっては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の年間農業所得は、就業後間もない他産業従事者並みの所得の実現を目指す。

### 3 目標の実現に向けた取り組み

滝沢市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施するものとする。

- ① 滝沢市は、農業協同組合、農業委員会、土地改良区、農業共済組合、広域振興局農政部、農業改良普及センター等が十分なる相互連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成するなどにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことなどにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

- ② 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者に対しては、農業委員会を核とした掘り起こし活動を強化して、農地の出し手、受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めるとともに、これらの農地の流動化に関しては担い手に農地の集積・集約化が進むよう努める。

特に、農地の集積・集約化を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号））及び農地中間管理機構の特例事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農地の集積・集約化を推進する。

- ③ 市内の相当の範囲において、効率的かつ安定的な農業経営の育成を推進するために、特に担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努めるとともにこのために地域での話し合いなどによる合意形成を促進し、集落を単位とする集落営農の組織化・法人化を目指す。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業法人等の組織経営体への発展母体として重要な意味を持っており、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、オペレーターの育成及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

- ④ 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、農地を所有する非農家等との間で補助労働力の提供や農地の貸借等による役割分担を明確化する。

地域資源の維持管理、地域コミュニティの維持を図り、地域全体としての発展に結びつくよう、その他兼業が主である農家等にも本法や食料・農業・農村基本計画及びその他の諸施策に基づく農業基盤の強化や農業構造の再編の意義について理解と協力を求めるとともに、女性の農業経営への参画を促進する。

- ⑤ 農業経営改善計画の認定制度及び青年等就農計画の認定制度については、これらの制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援により、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号「法」という。）第 12 条第 1 項の農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第 14 条の 4 第 1 項の青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）への農地の集積・集約化を進める。その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、滝沢市が主体となって関係機関及び関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図る。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- ⑥ 地域農業をけん引する経営体を「リーディング経営体」として位置づけることとし、その育成を図るため、規模拡大や多角化に意欲的な農業者に対して集中的に支援する。年間農業所得としては 1,000 万円程度の実現を目指す。

#### 4 支援体制

滝沢市は、設置されている農業経営改善支援センターを活用し、認定農業者及び認定新規就農者、又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化などの経営改善方を提示する等の重点的指導及び地区単位の研修会の開催等を農業改良普及センター等関係機関の協力を得ながら行うものとする。

また、地域コミュニティにおいて大多数を占める兼業農家の経営を維持しながら担い手の育成を目指す滝沢市においては、地域コミュニティの発展のために兼業経営に対しても同様の支援を行い、認定農業者などの担い手への誘引を行うものとする。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とするため、現に滝沢市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営の指標となる主要な営農類型を次のとおり示すものである。

### (1) 個別経営体

目指すべき営農類型と経営規模は、主たる農業従事者は420万円程度の年間農業所得、配偶者又は後継者等の家族従事者1人を加えた場合は570万円程度を確保できるようなものにする。また、労働時間は、主たる農業従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には、雇用を取り入れる体系とする。

#### 【個別経営体：認定農業者】（農業経営の指標）

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の対応等
1.水稲+小麦	<作付面積等> 水稲=5.0ha 小麦=7.0ha 特定作業受託=8.0ha  <経営面積> 20.0ha	<資本設備> トラクター（50PS） 田植え機（6条植） コンバイン（5条刈） 乾燥機（3.5t） 播種機  <その他> ・省力良質技術の導入 ・排水対策の徹底 ・農地の集積・集約化	1台 1台 1台 2台 1台 他	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。  ・パソコン等の活用による経営の管理  ・青色申告の実施	・臨時雇用による作業量に応じた労働力の確保  ・計画的な休日の確保  ・休息時間の確保等による安全性の確保  ・農作業環境の改善
2.水稲+大豆	<作付面積等> 水稲=4.0ha 大豆=4.0ha 特定作業受託=8.0ha  <経営面積> 20.0ha	<資本設備> トラクター（50PS） 田植え機（6条植） コンバイン（5条刈） 乾燥機（3.5t） 播種機  <その他> ・省力良質技術の導入 ・排水対策の徹底 ・農地の集積・集約化	1台 1台 1台 2台 1台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。  ・パソコン等の活用による経営の管理  ・青色申告の実施	・臨時雇用による作業量に応じた労働力の確保  ・計画的な休日の確保  ・休息時間の確保等による安全性の確保  ・農作業環境の改善

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の対応等
3.水稲+作業受託	〈作付面積等〉 水 稲 =15.0ha	〈資本設備〉 トラクター (50PS) 田植え機 (6 条植) コンバイン (5 条刈) 乾燥機 (3.5 t) 播種機  〈その他〉 ・省力良質技術の導入 ・全量 1 等米	1 台 1 台 1 台 2 台 1 台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。  ・パソコン等の活用による経営の管理  ・青色申告の実施	・臨時雇用による作業量に応じた労働力の確保  ・計画的な休日の確保  ・休息時間の確保等による安全性の確保  ・農作業環境の改善
4.水稲+野菜	〈作付面積等〉 水稲=5.0ha スイカ=0.6ha ネギ=0.4ha さつまいも=0.3ha ミニトマト=0.3ha  〈経営面積〉 6.6ha	〈資本設備〉 トラクター (30PS) 田植え機 (6 条植) コンバイン (3 条刈) 動力噴霧機 管理機 乾燥機 (3.0 t)  〈その他〉 ・省力良質技術の導入 ・適期出荷のための品種構成、作型の適正化	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 2 台 他	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。  ・パソコン等の活用による経営の管理  ・青色申告の実施	・臨時雇用による作業量に応じた労働力の確保  ・計画的な休日の確保  ・休息時間の確保等による安全性の確保  ・農作業環境の改善
5.水稲+肉用牛+野菜	〈作付面積等〉 水稲=5.0ha 繁殖牛=12 頭 雨よけほうれん草=0.2ha 根みつば=0.3ha 飼料作物=2.4ha  〈経営面積〉 7.9ha	〈資本設備〉 トラクター (40PS) 田植え機 (6 条植) コンバイン (3 条刈) 飼料作機械 乾燥機 (3.0 t)  〈その他〉 ・空胎防止 ・飼料作機械の共同利用、共同作業	1 台 1 台 1 台 1 台 2 台 他	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。  ・パソコン等の活用による経営の管理  ・青色申告の実施	・臨時雇用による作業量に応じた労働力の確保  ・計画的な休日の確保  ・休息時間の確保等による安全性の確保  ・農作業環境の改善
6.水稲+野菜+花き	〈作付面積等〉 水稲=4.0ha 雨よけほうれん草=0.3ha 根みつば=0.3ha 小ぎく=0.6ha  〈経営面積〉 5.2ha	〈資本設備〉 トラクター (35PS) 田植え機 (6 条植) コンバイン (3 条刈) 動力噴霧機 管理機 乾燥機 (3.0 t)  〈その他〉 ・省力良質技術の導入 ・予冷庫を含めた鮮度保持技術の導入 ・適正な花き品種構成	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 2 台 他	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。  ・パソコン等の活用による経営の管理  ・青色申告の実施	・臨時雇用による作業量に応じた労働力の確保  ・計画的な休日の確保  ・休息時間の確保等による安全性の確保  ・農作業環境の改善

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の対応等
7.果樹＋水稲	〈作付面積等〉 りんご=2.5ha 水稲=3.0ha  〈経営面積〉 5.5ha	〈資本設備〉 トラクター（30PS） 田植え機（6条植） コンバイン（3条刈） 乾燥機（3.0t）  〈その他〉 ・共同防除組合による防除 ・環境に配慮した防除技術の導入	1台 1台 1台 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。</li> <li>パソコン等の活用による経営の管理</li> <li>青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時雇用による作業量に応じた労働力の確保</li> <li>計画的な休日の確保</li> <li>休憩時間の確保等による安全性の確保</li> <li>農作業環境の改善</li> </ul>
8.酪農	〈作付面積等〉 乳用牛=50頭 飼料作物=18.0ha  〈経営面積〉 18.0ha	〈資本設備〉 畜舎 トラクター（85PS） トラクター（50PS） パイプラインミルクカー バルククーラー 飼料生産機械 堆肥舎 〈その他〉 ・機械の共同利用、共同作業によるコストダウン ・良質な堆肥生産とその有効利用	1棟 1台 1台 1式 1台 1式 1棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。</li> <li>パソコン等の活用による経営の管理</li> <li>青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時雇用による作業量に応じた労働力の確保</li> <li>計画的な休日の確保</li> <li>休憩時間の確保等による安全性の確保</li> <li>農作業環境の改善</li> </ul>
9.野菜 (ネギ専作)	〈作付面積等〉 ネギ=3ha (春ネギ、夏ネギ、秋ネギ)  〈経営面積〉 3.0ha	〈資本設備〉 トラクター(50ps) 全自動定植機 乗用管理機 ベストロボ ブームスプレイヤー 自走式収穫機 全自動結束機 トラック ビニールハウス	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。</li> <li>パソコン等の活用による経営の管理</li> <li>青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収穫調整期には臨時雇用</li> <li>計画的な休日の確保</li> <li>休憩時間の確保等による安全性の確保</li> <li>農作業環境の改善</li> </ul>
10.野菜	〈作付面積等〉 大根=10.0ha 長芋=2.0ha  〈経営面積〉 12.0ha	〈資本設備〉 トラクター（40PS） 真空播種機 トレンチャー 洗浄機 動力噴霧機  〈その他〉 ・良質堆肥の施用 ・鮮度保持技術、施設の導入	1台 1台 1台 1台 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。</li> <li>パソコン等の活用による経営の管理</li> <li>青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時雇用による作業量に応じた労働力の確保</li> <li>計画的な休日の確保</li> <li>休憩時間の確保等による安全性の確保</li> <li>農作業環境の改善</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の対応等
11.果樹	〈作付面積等〉 りんご=3.5ha  〈経営面積〉 3.5 ha	〈資本設備〉 トラクター (20PS) 剪定枝粉碎機 トラック (2 t) 乗用モア  〈その他〉 ・共同防除組合による防除 ・環境に配慮した防除技術の導入 ・適正な品種構成	1台 1台 1台 1台 他	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。  ・パソコン等の活用による経営の管理  ・青色申告の実	・臨時雇用による作業量に応じた労働力の確保  ・計画的な休日の確保  ・休息時間の確保等による安全性の確保  ・農作業環境の改善
12.肉用牛肥育	〈作付面積等〉 肥育頭数=250頭	〈資本設備〉 畜舎 飼料庫 堆肥舎 タイヤローダ(50PS)  〈その他〉 ・良質な堆肥生産とその有効利用を促進	2,000㎡ 200㎡ 600㎡ 1台 他	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。  ・パソコン等の活用による経営の管理  ・青色申告の実施	・臨時雇用による作業量に応じた労働力の確保  ・計画的な休日の確保  ・休息時間の確保等による安全性の確保  ・農作業環境の改善
13.養豚	〈作付面積等〉 母豚=350頭	〈資本設備〉 肥育豚舎 分娩舎 子豚舎 種豚舎 洗浄設備 トラック (2 t) 排せつ物・汚水等 処理施設  〈その他〉 繁殖、肥育の一貫経営	3,300㎡ 2,700㎡ 200㎡ 770㎡ 1式 2台 1式  他	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る。  ・パソコン等の活用による経営の管理  ・青色申告の実施	・臨時雇用による作業量に応じた労働力の確保  ・計画的な休日の確保  ・休息時間の確保等による安全性の確保  ・農作業環境の改善

(2) 組織経営体

【組織経営体】 (農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の対応等
1. 水稲 + 小麦 + 大豆  (主たる従事者 3人)	〈作付面積等〉 水稲=30.0ha 小麦=10.0ha (うち借地 10.0ha) 大豆=10.0ha (うち借地 10.0ha)  〈経営面積〉 50.0ha	〈資本設備〉 トラクター (50PS) 田植え機 (6条植) コンバイン (5条刈) 大豆コンバイン 播種機 乾燥機 (3.5 t)  〈その他〉 ・農地の集積・集約化 ・直播の検討、導入 ・小麦、大豆の留意点 適期播種の徹底 排水対策の徹底 適正な栽培管理	1台 1台 1台 1台 1台 3台 他	・青色申告の実施  ・経営体の体質強化のため、自己資金の充実を図る。  ・通年経営に向けて冬期間の新規作目の研究、導入	・給料制の導入  ・社会保険への加入  ・春秋の農繁期における臨時従事者の確保  ・通年雇用の確保

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

(3) リーディング経営体

個別経営の年間所得を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得おおむね 1,000 万円以上）へ育成する。

【リーディング経営体】（農業経営の指標）

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の対応等
1. 果樹 + 水稲	〈作付面積等〉 りんご=2.5ha 水稲=5.5ha 特定作業受託= 6.0ha  〈経営面積〉 14.0ha	〈基本設備〉 トラクター (50PS) 田植え機 (6 条植) コンバイン (5 条刈) 乾燥機 (遠赤) 色彩選別機  〈その他〉 ・共同防除組合による防除 ・りんごの計画的改植による単収の向上 ・農産加工、直売等関連事業の拡大と新商品の開発	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 他	・青色申告の実施  ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離  ・経営体の体質強化のため、自己資金の充実  ・パソコン等の導入による経営管理  ・経営内の役割の明確化  ・通年経営に向けて冬期間の新規作目の研究、導入 ※1  ※1：営農類型の水稲+果樹のみ該当	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入推進  ・農作業環境の改善、休息の確保等による労働の快適化、安全の確保  ・社会保険への加入  ・臨時雇用等による作業量に応じた労働力の確保
2. 酪農	〈作付面積等〉 乳用牛 = 80 頭 飼料作物 = 35.0ha  〈経営面積〉 35.0ha	〈資本設備〉 畜舎 トラクター (50、80PS) 飼料生産機械  〈その他〉 フリーストール、ミルクイングパーラ方式の導入	960 m <sup>2</sup> 2 台  1 式 他	※1：営農類型の水稲+果樹のみ該当	

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等にあっては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の年間農業所得が「就業後間もない他産業従事者」並みの250万円程度を確保できる農業経営とする。

### 【認定新規就農者】（農業経営の指標）

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の対応等
1.野菜	〈作付面積等〉 ネギ=150a スイカ=30a	〈資本装備〉 トラクター(25ps) 定植機 管理機 ベストロボ ブームスプレイヤー 軽トラック	1台 1台 1台 1台 1台 1台	・資本装備は中古対応または借用  ・青色申告の実施	・収穫調整期には臨時雇用
2.野菜	〈作付面積等〉 ミニトマト=12a	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 動力噴霧機 選果機 軽トラック ビニールハウス	1台 1台 1台 1台 6棟 他	・資本装備は中古対応または借用  ・青色申告の実施  ・産直を主に販売	・繁忙期は臨時雇用による労働力の確保
3.野菜	〈作付面積等〉 大根=300a	〈資本装備〉 トラクター(35ps) 動力噴霧機 選果機 トラック (2t)	1台 1台 1台 1台	・資本装備は中古対応または借用  ・青色申告の実施	・繁忙期は臨時雇用による労働力の確保

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成

滝沢市の農業の維持、発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組むものとする。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組むものとする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受け入れ体制の整備、先進的な法人等での研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行なう。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組むものとする。

加えて、滝沢市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 市が主体的に行う取組

滝沢市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修受入経営体の整備、必要となる農用地や農業用機械等の斡旋・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対

応するための相談対応、他の農家等の交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、盛岡地方農業農村振興協議会との連携の基で、農業を担う者の受入れから定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる

滝沢市は、新たに農業経営を開始しようとする青年等の本基本構想に基づく青年等就農計画の作成を支援し、新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金・経営開始資金・経営発展支援事業）、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による地域農業計画実践支援事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### **3 関係機関との連携・役割分担**

滝沢市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械の斡旋・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、滝沢市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報提供、農地等の紹介・斡旋等を行う。
- ② 地域計画の作成地域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### **4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供**

滝沢市は、盛岡地方農業農村振興協議会及び農業協同組合と連携して、作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報

提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の委譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に経営委譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、滝沢市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な経営継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に示すような効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、これらの農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標及び農用地の面的な利用集積についての目標は、次のとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
おおむね80%	

(注) 目標年次は令和12年度とする。

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

滝沢市は、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速するものとする。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果している経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組みを進める。

地域ごとの農用地の効率的かつ総合的な利用については、次により進めることとする。

#### (1) 中間農業地域、南部、中部地区

稲、小麦、大豆、野菜、花き、果樹の作付けが中心となっており、中でも篠木、大沢、鶉飼地域の一部では、認定農業者への農作業の受委託や利用権設定により、農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、他の地域においては、個別経営体での営農が中心で、農業用機械所有など高コスト体質が課題となっており、今後は集落営農の組織化など、作付けの集団化、農作業の共同化を図ることが重要となっている。

このため、滝沢市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携のもと、農地中間管理事業及び特例事業、農用地利用改善事業、利用権設定等促

進事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者や集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

(2) 中間農業地域、西部地区

滝沢市の酪農・畜産の中心的役割を果たしているほか、大根、長芋等を中心とした野菜団地が形成されており、比較的大きい規模の経営が進められているが、更なる低コスト化が課題となっており、一部作業の共同化を図ることが重要となっている。

このため、滝沢市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携のもと、農地中間管理事業及び特例事業、農用地利用改善事業、利用権設定等促進事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者や集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

(3) 中間農業地域、北部地区

酪農・畜産地帯と水田地帯に分けられ酪農・畜産については西部地区と同様である。

水田地帯は個別経営体での営農が中心で、農業用機械所有など高コスト体質が課題となっており、今後は集落営農の組織化など、作付けの集団化、農作業の共同化を図ることが重要となっている。

このため、滝沢市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携のもと、農地中間管理事業及び特例事業、農用地利用改善事業、利用権設定等促進事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者や集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

(4) 中間農業地域、東部地区

都市化が進み混住化が著しい地区であるが、稲作と複合して肉用牛飼養農家が多いほか、野菜、花きなどの作目を導入する農家も増えている。

個別経営体での営農が中心で、農業用機械所有など高コスト体質が課題となっており、今後は集落営農の組織化など、作付けの集団化、農作業の共同化を図ることが重要となっている。

このため、滝沢市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携のもと、農地中間管理事業及び特例事業、農用地利用改善事業、利用権設定等促進事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者や集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

滝沢市は、岩手県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、地域特性や各作目の複合化等による多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

滝沢市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権の設定等を促進する事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

なお、不作付地等低利用農用地の利用度の向上を図ることを目的として、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

各個別事業の方針は、次のとおりである。

### 1 利用権の設定等を促進する事業に関する事項

#### (1) 第18条第1項の協議の場の設定方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

##### ① 地域計画推進事業

滝沢市は、地域における農業の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用等について、地域での農業者や関係者等との話し合い（以下「協議の場」という。）により、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画を策定し、その実現を図るため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農業経営基盤強化促進事業を通じて、農用地の利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

なお、地域計画を策定するまでの間は経過措置として引き続き利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）を利用できることとする（法の一部改正の附則（令和4年5月27日法律第56号）の第5条）。

## ② 協議の場の設置方法

- ア 地域計画の策定に当たっては、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、岩手県、その他関係者の参画のもとで、協議の場を設定し、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう農地の利用調整を行う。
- イ 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、滝沢市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ウ 協議の場の参加者から協議事項に係る問合せへの対応を行なうための窓口を、滝沢市の農林課に設置する。

## ③ 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまでマスタープランの実質化が行なわれている区域を基に、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払っても、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

## ④ その他法第4条第3項第1号に掲げる事業

- ア 滝沢市は、地域計画の策定に当たっては、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進行管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。
- イ 滝沢市は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業を行う公益社団法人岩手県農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- ウ 滝沢市、農業委員会及び農業協同組合は公益社団法人岩手県農業公社が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## (2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、特に農用地の資産的保有を目的とした取得や農用地の細分化が助長されることがないように留意した上で、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農

用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業及び法第 7 条第 1 項に掲げる事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号以下「政令」という。）第 6 条で定める者を除く。）が引き続き利用権の設定を受ける場合は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第 7 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が

主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

### (3) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

### (4) 開発を伴う場合の措置

- ① 滝沢市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け農林水産省経営局長通知、以下「基本要綱」という。）別記様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 滝沢市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

### (5) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 滝沢市は、（6）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 滝沢市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内

容として定める。

## (6) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、滝沢市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 滝沢市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 2 条第 1 項又は第 8 9 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱別記様式 8 号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱別記様式 8 号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（5）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

## (7) 農用地利用集積計画の作成

- ① 滝沢市は、（6）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 滝沢市は、（6）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ 滝沢市は、①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 滝沢市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（2）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用

の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (8) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(2)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(2)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間又は残存期間、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係（①に規定する者が法第23条第4項に規定する特定農業法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合の、賃借権又は使用貸借を解除する旨の条件を含む）
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）及びその支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(2)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない事項
  - ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

**(9) 同意**

滝沢市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(8)の②に規定する土地ごとに(8)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

**(10) 公告**

滝沢市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(8)の①から⑥までに掲げる事項を滝沢市の掲示板への掲示により公告する。

**(11) 公告の効果**

滝沢市が(10)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

**(12) 利用権の設定等を受けた者の責務**

利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

**(13) 紛争の処理**

滝沢市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 滝沢市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(10)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(2)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
  - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
  - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
  - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 滝沢市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
  - ア (10)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(2)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
  - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 滝沢市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を公告する。
- ④ 滝沢市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益社団法人岩手県農業公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

滝沢市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる（1～数集落）区域とする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

## (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を滝沢市に提出して、農用地利用規程について、滝沢市の認定を受けることができる。
- ② 滝沢市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切なものであること。
  - ウ 農用地利用規定に定められた認定農業者とその他構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 滝沢市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を滝沢市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

## (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農地利用規定においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 滝沢市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について(5)の①の認定申請があった場合においては、農用地利用規定の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### **(7) 農用地利用改善団体の勸奨等**

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。
- ③ (5)の②の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、その実施区域において農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### **(8) 農用地利用改善事業の指導、援助**

- ① 滝沢市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ③ 滝沢市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行なうことにより、農作業の受委託を促進するための環境整備を図る。

#### (1) 農作業の受委託の促進

滝沢市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

滝沢市は、1から3までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 滝沢市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 滝沢市は、強い農業づくり交付金等の交付金、経営体育成支援事業その他の助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。

ウ マスタープラン及び地域計画の実践と、あるべき地域農業の実現に向けての積極的な取組みによって、地域にあった水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積、とりわけ農地の集積・集約化による効率的作業単位の形成等、望ましい営農展開に資するよう努める。

エ 環境に配慮した農業のために、家畜排せつ物の適正な処理とその利用を促進し、耕畜連携による資源循環型農業やフェロモントラップなどの生物的害虫防除技術の普及を図り、安心・安全な食料の生産に努める。

オ 滝沢市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

滝沢市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、その他の関係団体等と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2及び第2の2の指標で示させる効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、滝沢市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

## 別紙1（第5の1（2）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - …法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - …その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - …法第18条第3項第2号イに掲げる要件
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - …その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事項（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - …その土地を効率的に利用することができることと認められること。

## 別紙2（第5の1（3）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は原則として3～10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権などの設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て上記の期間とすることが相当でないと認められる場合はこのかぎりではない。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃貸情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算出する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のものとする借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき滝沢市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の支払い方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び利益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の支払い方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は転移し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、独立行政法人農業者年金基金又は公益社団法人岩手県農業公社が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、独立行政法人農業者年金基金又は公益社団法人岩手県農業公社の定めるところによるものとする。</p>